

2-24-1 山形から郡上へ国替え

①頼峯よりかねから頼錦へ

(①は『金森史』一三四～一三七頁より)

元禄十年（一六九七）六月、幕府は金森よりとき頼峯に出羽国上山から、美濃国郡上八幡へ所ところ替えを命じた。郡上郡百二十一か村（村高二万四千石）と越前国内で六十九か村（村高一万五千石）の合計三万九千石を治めることになった。元禄五年（一六九二）七月、飛騨高山から上山へ移り、五年で再び郡上に国替えとなったのである。

「長滝寺莊嚴講執行帳」の中に、頼峯は、元禄十一年（一六九八）七月六日午後六時頃、三百余人の家来を引き連れて、八幡城へ入城したことが記されている。翌十二年には、参勤交代のため江戸へ赴いた。頼峯のその後の様子は、「鷹の書」の本を書いた以外わからないが、前藩主井上家の方法を受け継いで行なったものと思われる。

頼峯は元文元年（一七三六）五月、六十八歳で江戸芝の邸において亡くなった。

頼峯の後は、息子の可寛ありひろがすでに亡くなっていたので、孫の頼錦よりかねが元文元年（一七三六）十一月、二十三歳で相続した。頼錦は、天文学を研究したり、詩歌や書画を愛する風雅な性格であった。

東常縁とうのつねより（郡上篠脇城主）の遺風を慕い、白雲水の碑（東常縁が宗祇そうぎに古今伝授をした由来による）を建て、歌集白雲集へんさんの編纂をしたり、多くの書画を書いている。藩政については、八幡城下の宮が瀬の傍らに目安箱めやすばこを設け、領民の声を聞いて藩政に反映させようとした。

延享四年（一七四七）、頼錦は幕府の奏者そうじゃ役に任ぜられている。この役目は、大名などが将軍えっけんに謁見する時、姓名を申し上げ、献上物の披露をしたり、将軍からの下賜物かしもつを伝達する役目である。

いつも将軍の側近くで仕えるために、かなりの器量人でないと、勤まらなかったといわれる。また、諸大名との交際も多くあるために、生活も派手になりがちであった。しかも、奏者役に任ぜられる前に、江戸芝の藩邸の新普請で五千両余を費やし、その費用調達に随分無理をしたので、藩財政はかなり苦しくなっていた。そこへ、奏者役になったため、出費がさらにかさむことになった。

これを補うため、二か年分の年貢を前借したり、領内の口番所

(関所の小さいもの)からの税を増やしたり、さらには、日備^{ひ やといけせき}稼^{やく}の者からも「日役」という税を取ったりした。それでもなお経費が不足するので、最後の手段として、これまでの定免^{じょうめん}法(数年間一定の免の率を定めて取る方法)から、検見取^{け み とり}(年毎に収穫高を計算して免^{めん}(貢租の割合)の率を定めて取る方法)に改めようとした。この方法になると、農民側ではこれまで公然と持っていた隠し田が見つかったり、検見のための坪刈りの方法によっては、過酷な年貢になる心配もあった。

②金森頼錦(金森氏第七代)

(②は『越前大野城と金森長近』一四六頁より)

頼錦(又太郎、兵部)の祖父は頼峯、実父は長門守可寛、母は家女、妻は駿州田中城主、本多伯耆守正永の女である。正徳三年(一七一三)江戸に生まれ、享保十四年(一七二九)九月三日祖父頼峯の願の通り、嫡孫として後を継ぐことになる。

享保十四年(一七二九)九月二十八日将軍家継公、家重公へ御目見、巻綾二、馬代献上した。同年十二月十六日従五位下若狭守叙爵。

元文元年(一七三六)七月十八日、頼峯の遺領頂戴し兵部少輔となった。

元文元年(一七三六)七月七日、西丸登城のところ勅使冷泉大納言為久卿葉室前大納言頼胤卿御馳走御用仰せ付けられたが、冷泉卿は病気のため御下向中止となった。

元文五年(一七四〇)五月朔日初めて御暇下し置かれ、巻綾十句、銀二十枚拝領、西丸よりは巻綾五拝領した。

寛保元年(一七四一)四月より翌年まで出火の節、大手組防仰せ付けられ、同三年四月より翌年まで出火の節、桜田組防、同四年五月十五日御奏者役仰せ付けられた。

宝暦元年(一七五一)家継公薨去^{こうきょ}の節は、増上寺にて御法事中両門勤番、同月十二日御座間にて山門勤番。

宝暦六年(一七五六)八月千代姫君誕生し、御祝として襦袢^{むつき}二献上、西本丸へは酒肴料献上。

宝暦八年(一七五八)十二月二十五日御咎めあつて領地八幡城取り上げられ、奥州岩手郡盛岡城主南部大膳大夫利夫へ永の御預となった。

御咎とは美濃越前に一揆が起り、特に郡上領内百姓一揆、越前石徹白事件の責任追究の結果である。

宝暦十三年(一七六三)六月六日配所盛岡にて病死、享年五十一歳、同所法泉寺に葬った。寛政元年(一七八九)五月十四日菩提所江戸渋谷祥雲寺へ改葬したいと願い出たため御用番井伊兵部少輔のはからいにより許されて、同年八月八日同寺へ改葬し法名曾雲院殿性海善理大居士と号した。

これにて金森本家は断絶となった。頼錦には七男二女の子供があったがいずれも父の御咎改易のため同様改易となったが在世中いずれも御免となった。もっとも頼錦は永の改易で許されずに、病死した。

③郡上藩石高の内訳

(③は『越前大野城と金森長近』一四一～一四五頁より)

元禄十年(一六九七)六月、頼峯は郡上八幡へ再転封、三万八千石である。

八幡は美濃郡上郡で長良川に沿う小都市であるが、領地は郡上郡と越前大野郡、南条郡、今立郡とにある。細別すれば郡上郡に約二万石、越前三郡に約一万八千石となっている。— 中略 —

〈大野郡における郡上領(五十八ヶ村)〉

三石七斗三升六合	市布村	七石八斗九升八合	上半原村
七石六斗三升二合	下半原村	三石七斗五升一合	荷暮村
九石	久沢村	十石五斗	伊勢三ヶ村
四石九斗	米俵村	十石九斗一升	穴馬大谷村
八石七斗八升四合	野尻村	十四石三斗九升	長野村
三石五斗八升	鷲村	九石二斗九升	下大納村
十三石三斗	下山村	五石六斗一升九合	貝皿村
十二石四斗三升四合	河合村	二石七斗六升	伊月村
七石六升三合	朝日村	九石八斗五升	角野村
八石六升九合	後野村	四石一斗二升八合	朝日前坂村
三石二斗六升	角野前坂村	五石二斗九升九合	板倉村
四石五升	仏原村	三十八石二斗二升一合	西勝原村
九石二斗七升	東勝原村	五石五斗六升	下打波村
六石八升二升	上打波村	六百九十五石二斗一升	上野村
六百十五石八斗三升四合	御給村	五百十六石八斗五升九合	吉村
三百八十一石九斗一升九合	森政領家村	百二十五石五斗六升	森山村
百十九石四斗二升五合	平沢地頭村	六百五十二石五斗八升三合	平沢領家村
八百七十七石二斗三升八合	木本地頭村	四百二十七石八斗九合	木本領家村
四百二十七石八斗九合	木本新田村	五石五斗	巢原村
二百十六石二斗二升	新河合村	二百八十石三斗	土布子村
二百七十一石一斗五升	井口村	百二十五石三斗	川島村

百五十二石四斗一升	北山村	二百四十九石六斗	発坂村
四百石六斗九升	別所村	七百三十六石	細野村
六百二十一石二斗	野津又村	百十四石七斗四升六合	横倉村
百六十八石一斗七升	御領村	三百九十六石五斗六升	薬師神谷村
三石	木合月村	百八十一石七斗一升	根橋村
九十石六斗三升	小原村	百三石五斗一升	田名部村
三百七十六石一斗八升	松田村	九十六石六斗	暮見村
四百四十石一斗二升	寺尾村	六百八十五石九斗八合	若猪野村
三百三十石八斗一升	下高島村	二百六十三石四斗九合	北市村
二百六十五石一斗六升	上高島村	三百六十四石八斗五升	大渡村
三百五十五石二升	岩ヶ野村	二百四十八石二斗七升	大矢谷村
二十二石八合(大矢村枝)	蓑輪村	百四十六石九斗	石谷村
六百九十三石一二升	松丸村	高無 上中下	石徹白村
合 計	一万三千九百五十二石五斗四升五合		

〈南条郡における三ヶ村〉

九百二十九石八斗一升	千福村	八百三十六石三斗八升一合	妙法寺村
五百四十九石六斗五升二合	上中津原村		
合 計	二千三百十五石四斗一升四合		

〈今立郡における四ヶ村〉

五百九十七石三斗八升	生谷村	五百五十八石七斗	和田村
二百三十二石五斗九升三合	上野枝村	百九十八石五斗六升八合	蟬口村
合 計	千五百八十五石二升四斗一合		